

（後写鏡等）

**第四十四条** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。

- 2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。次項及び第64条の2において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 前項の後写鏡は、同項に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 5 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）には、運転者が運転者席において告示で定める障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。
- 6 前項の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（後写鏡等）

**第 68 条** 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 44 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては第 2 号及び第 3 号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては第 3 号の規定は、適用しない。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
  - 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
  - 三 車室内に備えるものは、別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
  - 四 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50 m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。
- 2 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8 t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、次の各号に掲げる基準に適合するものを前項第 4 号の基準に適合するものとする。この場合において、車両の片側に複数の後写鏡が備える自動車にあつては、いずれか 1 つの後写鏡が第 1 号及び第 2 号の基準に適合するものであればよい
- 一 アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直線と車両中心面とのなす角度は、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。
  - 二 後写鏡は、前面ガラス又は側面ガラスを通じて視認することができるものであり、かつ、次の基準を満たすものであること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

イ 前面ガラスを通じて視認することができる後写鏡（フェンダー・ミラー等）にあつては、窓拭き器により払しょくされる範囲を通じて後写鏡の有効反射部の 80 % 以上がアイポイントの 2 点のいずれかの位置から視認できるものであること。

ロ 助手席側の側面ガラスを通じて視認することができる後写鏡（ドア・ミラー等）にあつては、2 点のアイポイントのいずれかの位置から側面ガラス用デフロスタ（前面ガラス用デフロスタであつて、吹出口を側面ガラスの方向へ向けることができるものを含む。以下同じ。）によって水滴等のくもりを除去することが可能な側面ガラスの範囲（側面ガラス用デフロスタを有しない場合は、前面ガラス用デフロスタによって水滴等のくもりを除去することが可能なこれと同等な側面ガラスの範囲）を通じて視認できるものであること。ただし、窓ガラスが曇りにくい構造の車体を有する自動車、除湿機能を有する空調装置を備えた自動車及びハンドル中心を通り車両中心面に平行な平面と助手席側の側面ガラス（後写鏡を視認するために必要な部分に限る。）との距離が 900mm 以内である自動車に備えるものにあつては、この限りでない。

ハ 着色された側面ガラスを通じて視認することができる後写鏡にあつては、後写鏡の有効反射部に著しい着色が施されていないものであること。

- 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 44 条第 3 項の告示で定める基準は、別添 82 「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準とする。
- 4 前項の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 44 条第 4 項の告示で定める基準は、別添 83 「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準とする。
- 5 保安基準第 44 条第 5 項の告示で定める障害物は、高さ 1 m 直径 30cm の円柱であつて別添 81 「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置したものをいう。
- 6 保安基準第 44 条第 6 項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、別添 81 「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

（後写鏡等）

**第146条** 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては第2号及び第3号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第3号の規定は、適用しない。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
  - 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
  - 三 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
  - 四 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引<sup>けん</sup>する場合は、被牽引自動車<sup>けん</sup>）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車<sup>けん</sup>より幅の広い被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引<sup>けん</sup>する場合は、牽引自動車<sup>けん</sup>及び被牽引自動車<sup>けん</sup>）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
  - 五 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車<sup>けん</sup>、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方55°以下（左ハンドル車にあつては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方75°以下（左ハンドル車にあつては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。
- 2 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第3項の告示で定める基準は、次の

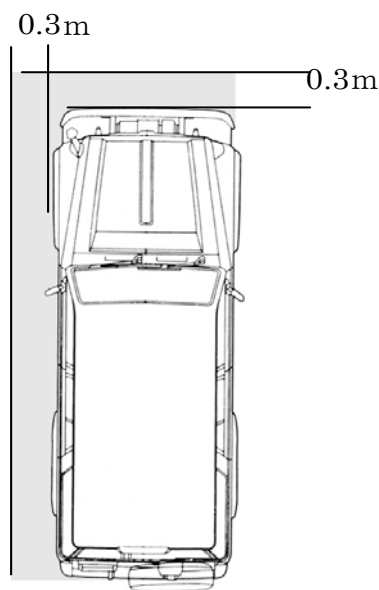
各号に掲げる基準とする。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
  - 二 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
  - 三 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。
- 4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあつては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。
- 一 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの
  - 二 鏡面の面積が69cm<sup>2</sup>未満であるもの
  - 三 その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの
  - 四 その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの
- 5 前項の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。
- 一 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
  - 二 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。
  - 三 自動車の左右両側（最高速度50km/h以下の自動車にあつては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。
- 6 次に掲げる後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、第3項各号及び前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
- 7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げるものをいう。

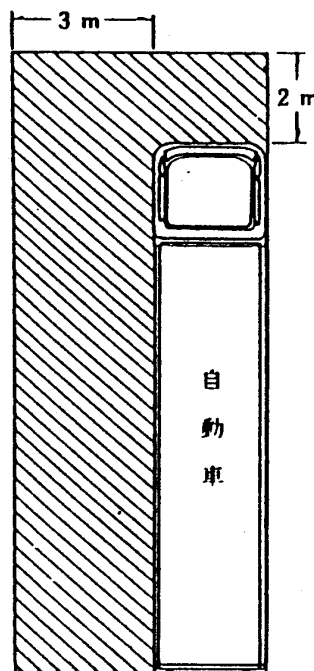
自動車	障害物
一 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(次号の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3 m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から 0.3 mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
二 車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）	当該自動車の前端から 2 m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3 mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図)

a) 第 1 号関係



b) 第 2 号関係



8 保安基準第44条第6項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

- 一 運転者が運転席において、前項各号に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取りハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運

転者席において、前項各号に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

- 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
- 9 取り付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、前項第1号の基準に適合しないものとする。
- 10 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、第8項各号の基準に適合するものとする。

（後写鏡等）

**第224条** 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては第2号及び第3号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては第3号の規定は、適用しない。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
  - 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
  - 三 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれの少ない構造であること。
  - 四 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取り付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
  - 五 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8 t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。
- 2 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 44 条第 3 項の告示で定める基準は、次の



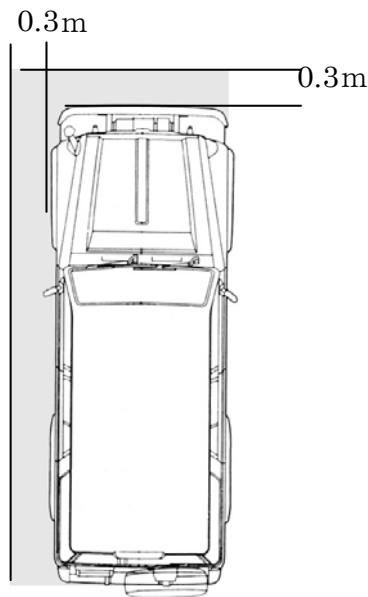
各号に掲げる基準とする。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
  - 二 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
  - 三 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。
- 4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあつては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。
- 一 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの
  - 二 鏡面の面積が69cm<sup>2</sup>未満であるもの
  - 三 その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの
  - 四 その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの
- 5 前項の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。
- 一 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取り付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
  - 二 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。
  - 三 自動車の左右両側（最高速度50km/h以下の自動車にあつては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。
- 6 次に掲げる後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、第3項各号及び前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置
- 7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げるものをいう。

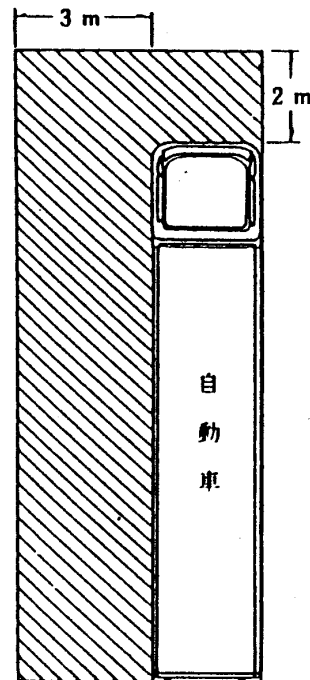
自動車	障害物
一 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(次号の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3 m 前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあっては右側面) から 0.3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
二 車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から 2 m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面(左ハンドル車にあっては右最外側面) から 3 m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) 視界の範囲

a) 第 1 号関係



b) 第 2 号関係



8 保安基準第44条第6項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

- 一 運転者が運転席において、前項各号に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取りハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運

転者席において前項各号に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。

- 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
- 9 取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、前項第1号の基準に適合しないものとする。
- 10 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、第8項各号の基準に適合するものとする。